

証券コード 9388
2024年1月5日
(電子提供措置の開始日 2023年12月28日)

株 主 各 位

埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目5番17号9階
株式会社パパネッツ
代表取締役社長 伊藤 裕昭

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://papanets.co.jp/ir-top/library/shareholder-meeting-materials/>

電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）ウェブサイトにも掲載しております。以下ウェブサイトにごアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「パパネッツ」または「コード」に当社証券コード「9388」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、2024年1月23日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|--------------------------------|
| 1. 日 | 時 | 2024年1月24日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目5番17号
当社本社8階会議室 |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 特定の株主からの自己株式取得の件 |
| 第2号議案 | | 取締役1名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 特定の株主からの自己株式取得の件

当社は、経営の安定化や株主価値向上の実現のため、機動的な資本政策を検討してまいりました。

今般、当社は創業以来当社にご出資いただいている株式会社花明に対し、当社株式の買取の意向を申し出たところ、同社より承諾する旨の回答がありました。つきましては、会社法第156条第1項及び第160条第1項の規定に基づき、下記のとおり、相対取引による自己株式の取得を行うことといたしたいと存じます。

1. 取得にかかる事項の内容

(1)	取得する株式の種類	当社普通株式
(2)	取得する株式の数	13,000株（上限/発行済株式総数に対する割合7.5%）
(3)	株式を取得するのと引き換えに交付する金銭等の内容	金銭
(4)	取得価格	1株につき8,300円
(5)	株式1株を取得するのと引き換えに交付する金銭等の額の算定方法	2023年5月1日、石久保公認会計士事務所にてDCF法による算定
(6)	株式を取得するのと引き換えに交付する金銭等の総額	107,900,000円（上限）
(7)	株式を取得することができる期間	2024年1月25日から2024年2月15日まで
(8)	取得先	株式会社花明

2. 支配株主との取引等に関する事項

本自己株式取得は、当社の支配株主である株式会社花明からの取得を前提として行うものであり、支配株主との取引等に該当します。

当社は、コーポ・レートガバナンス報告書において、「支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を、次のとおり示しております。『支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要とします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。』

公正性を担保するための措置としましては、本自己株式取得について、TOKYO PRO Market においては、株式流動性が低く、上場時に付いた初値から当社は一度も約定されていないことから、第三者である石久保公認会計士事務所による株価算定を行っていただき、株式1株あたりの取得価格といたしました。

当該取締役会における決議に際しては、支配株主との利害関係のない社外取締役1名、社外監査役2名により、本自己株式取得は、上記のとおり公正性を担保する措置が取られていることから、少数株主にとって不利益なものでない旨の意見をいただいております。

3. 取得先の概要

(1)	商号	株式会社花明
(2)	所在地	埼玉県北葛飾郡松伏町字上赤岩1530番地 1
(3)	代表者	中本 久富
(4)	事業内容	国内外の株式、通貨、その他金融商品に対する投資業務
(5)	上場会社と当該法人の関係	当社株主

4. その他

株式会社花明以外の株主の皆様におかれましては、会社法第 160 条第 3 項に基づき、本株主総会開催日の 5 日前までに、当社に対し、本自己株式取得の相手方である株式会社花明に加えて、自己を本自己株式取得の相手方（売主）として追加するよう請求することができます。（以下、「売主追加請求」といいます。）当社といたしましては、引き続き当社株式を保有いただきたくお願い申し上げます。

売主追加請求が行われた場合には、売主追加請求を行った株主の皆様を本自己株式取得の相手方として追加するよう本議案を修正いたします。かかる修正が行われた場合、修正前の本議案に賛成する旨の議決権行使書は修正後の議案についても賛成するものとして取扱い、修正前の本議案に反対する旨の議決権行使書は修正後の議案についても反対するものとして取扱うことといたします。

具体的な売主追加請求の方法として、株主の皆様におかれましては「社債、株式等の振替に関する法律」第 154 条に基づき、お取引のある証券会社に個別株主通知の申し出をしていただいたうえで、当社に対して個別株主通知申出書受付票及び記名押印がなされた売主追加請求を行う旨の書面を 2024 年 1 月 19 日（金曜日）までに当社に到着するよう提出いただくことになります。

当該通知を受領した株主の皆様からの株式の譲渡しの申込があった株式の数が、当該通知に記載する取得総数を上回った場合には、それぞれの株主の皆様から譲り受ける株式の数は、会社法第 159 条第 2 項に従って按分されることになります。

第 2 号議案 取締役 1 名選任の件

経営体制、ガバナンスの一層の強化を図るため、取締役を増員することとし、取締役 1 名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
田谷 一成 (1973年10月30日生)	2001年10月 中央青山監査法人 入所 2006年 4 月 野村証券株式会社 入社 2020年 3 月 ゼネリックソリューション株式会社 入社 2020年 8 月 ゼネリックソリューション株式会社 取締役就任 2020年11月 田谷一成公認会計士事務所開所 代表（現任） 2021年12月 株式会社Skyfall 監査役就任（現任） 2023年 1 月 公益財団法人松浦芸術文化財団 監事（現任）	—

- (注) 1. 田谷一成氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 田谷一成氏は、社外取締役候補者であります。
3. 田谷一成氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士として経営に関する高い見識を有しており、野村証券株式会社に14年間勤務され有意義な助言や意見をいただけると判断したためであります。
4. 当社は田谷一成氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度は法令が定める額としております。

以 上

MEMO

[illegible]